

別表(共済事業)

(注) 本表において「法」「令」「規則」とは、それぞれ「犯罪収益移転防止法(平成28年10月1日施行)」、「同施行令」および「同施行規則」をいう。

取引類型	リスク評価		リスク管理の方法	
	リスク	評価	取引時確認	その他の管理方法
<p>1. 法4条2項に基づく取引(高リスク取引)</p> <p>(1) 継続的取引である特定取引(に基づく取引)について「なりすましの疑いがある場合」</p> <p>(2) 継続的取引である特定取引(に基づく取引)について「契約時確認事項に偽りのある疑いがある場合」(その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む)</p> <p>(3) 特定取引のうち、イラン・北朝鮮(「特定国等」)に居住し又は所在する顧客等</p>	高	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取引において、厳格な取引時確認(法4条2項)を行う。 ○ 疑わしい取引の届出を行うか否かの判断に際し統括管理者による確認(規則27条3号)とともに、取引を実行する場合は統括管理者による承認(規則32条1項4号)を要する。 ○ 当組合において統括管理者による承認を得て実行する可能性のある取引は、「特定国等に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの」および「外国PEPsである顧客等との間で行う特定取引」が該当する。 <p>○ 当組合では、主に国内の居住者との間で取引を行うが、特定国等に居住し又は所在する顧客等との間での取引が生じないとは断定できないため、特定</p>	<p>厳格な取引時確認(法4条2項)</p> <p>(※2回目以降の取引についても同様)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当組合の統括管理者は反社会的勢力等との取引排除責任者である部・支店長とする。 ○ これらの取引について、犯罪利用が疑われる場合には取引を謝絶するとともに、当該案件の発生を所管部に報告する。所管部では内容を取りまとめてコンプライアンス担当部署に報告し、コンプライアンス担当部署から行政庁あて疑わしい取引の届出を行う。 ○ 疑わしい取引(JAより行政庁へ届け出る取引を含む)は定期的にコンプライアンス担当部署からコンプライアンス委員会へ報告する。 ○ 疑わしい取引の届出主体は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (全共連) <ul style="list-style-type: none"> * 反社会的勢力からの共済契約の申込み(全共連で把握した取引に限る。) (当組合) <ul style="list-style-type: none"> * 全共連より届け出る疑わしい取引を除く疑わしい取引 ○ 継続的取引である特定取引(に基づく取引)について「なりすましの疑いがある場合」や「契約時確認事項に偽りの疑いがある場合」(左記(1)・(2))においては、全共連において、約款に基づく重大事由解除の適用を検討する。 <p>(注) 各共済種類の約款規定(組合の共済契約者、被共済者等に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由)に基づく。</p> ○ 特定国等に居住・所在する者との特定取引は、実際はほぼ発生しないものと考えられる。

取引類型	リスク評価		リスク管理の方法	
	リスク	評価	取引時確認	その他の管理方法
<p>との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの</p> <p>(4) 外国 PEPs (外国の重要な公的地位を有する者) である顧客等との間で行う特定取引</p>		<p>取引のうち、特定国等に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うものを「危険度の高い取引」とする。</p> <p>○ 「外国の重要な公的地位を有する者」は、法に従い下表のとおり定義する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 以下の外国の公的地位にある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国家元首 ✓ 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職 ✓ 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職 ✓ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職 ✓ 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職 ✓ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職 ✓ 中央銀行の役員 ✓ 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員 <p>2 かつて上記1であった者</p> <p>3 上記1・2に掲げる者の家族(配偶者(事実婚含む)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)</p> <p>4 法人であって、上記1～3に掲げる者がその事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある実質的支配者が上記の者である法人との取引</p> </div>		<p>○ 全共連の定める要領・マニュアル等により、申込者の告知に基づき外国 PEPs の該当有無を判別する。</p> <p>○ 外国 PEPs からの共済契約の申込みは統括管理者により承認する。</p> <p>(注) 疑わしい取引に該当する場合は謝絶とする。</p>
<p>2. 顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引(令7条1項、規則5条) (上記1. に該当するものを除く。)</p> <p>(1) 疑わしい取引</p> <p>「取引において収受する財産が犯罪によ</p>	高	<p>○ これらの取引は、厳格な取引時確認(法4条2項)は不要であるが、2回目以降の取引であっても取引時確認済の確認ではなく、通常取引時確認が必要である(令13条2項)。</p> <p>○ 疑わしい取引の届出をするか否か判断するに際し統括管理者による確認(規則27条3号)とともに、取引を実行する場合は統括管理者の承認(規則32条1項4号)を要する。</p>	<p>○ 通常取引時確認(法4条1項) (※2回目以降の取引についても同様)</p> <p>○ これら取引について、犯罪利用が疑われる場合には取引を謝絶するとともに、当該案件の発生をコンプライアンス担当部署に報告する。</p> <p>○ 「疑わしい取引」「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」の事例等は全共</p>	

取引類型	リスク評価		リスク管理の方法	
	リスク	評価	取引時確認	その他の管理方法
<p>る収益である疑いがあると認められる取引」及び「取引に関し組織的犯罪処罰法10条の罪（犯罪収益等隠匿罪）又は麻薬特例法6条の罪（薬物犯罪収益等隠匿）に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引」</p> <p>(2) 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引</p> <p>「疑わしい取引」に該当するとは直ちに言えないまでも、その取引の態様等から類型的に疑わしい取引に該当する可能性のある取引</p>		<p>○ 「疑わしい取引」に該当するか否かの判断については、以下の項目に着眼しつつ、疑わしい取引の届出に関する参考事例を参考としながら、共済・生損保業界における一般的な知識と経験、商慣習を踏まえて行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般的な取引の態様との比較 ➤ 当該契約者との他の特定業務にかかる取引との比較 ➤ 取引時確認事項等との整合性 </div> <p>○ 「同種の取引の態様と著しく異なる態様」の判断については、共済・生損保業界における一般的な知識や経験、商慣行を踏まえて行う。</p> <p>○ 具体的には「資産や収入に見合っていると考えられる取引ではあるものの、一般的な同種の取引と比較して高額な取引」等が該当する。</p>		<p>連の定める要領・マニュアル等に定められ、取引時にはこれら取引への該当が疑われる案件を認識し、確認する体制を構築している。</p>
<p>3. 犯罪収益移転危険度調査書（以下「調査書」という。）において注意を要する国に所在する顧客との取引その他の「調査書」の内容を勘案して犯罪収益移転の危険性が高いと認められる取引（規則27条3号）</p> <p>（上記1. および2. に該当するものを除く。）</p> <p>(1) 取引・サービス</p> <p>多額の現金等により共済掛金を支払う契約者に係る取引</p>	高	<p>○ 法4条2項に基づく厳格な取引時確認も、法4条1項に基づく通常の見直しも要さない。（ただし、特定取引に該当する場合には取引時確認を要する。）</p> <p>○ 疑わしい取引の届出を行うか否かの判断に際し統括管理者による確認（規則27条3号）とともに、取引を実行する場合は統括管理者の承認（規則32条1項4号を要する。）</p> <p>○ これらの取引に該当する当組合の取引は、「調査書」の観点・整理に基づき下記のとおりとする。</p> <p>(1) 取引・サービス</p> <p>① 多額の現金等により共済掛金を支払う契約者に係る取引</p> <p>「調査書」では「資金の給付・払戻しが行われる蓄財性の高い保険商品は、犯罪による収益を即時又は繰延の資産とすることを可能とすることから、犯罪による収益の移転の有効な手段となり得る。実際、売春防止法違反に係る違法な収益を蓄財性の高い保険商品に充当していた事例があること等から、蓄財性の高い保険商品は、犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。」としている。さらに、取引時の状況や顧客の属性等に関して、多額の現金等により保険料を支払う契約者に係る取引は、危険度がより</p>	不要（特定取引に該当する取引は必要）	<p>○ 取引の承認は統括管理者による。</p> <p>○ これらの取引について、犯罪利用が疑われる場合には取引を謝絶するとともに、当該案件の発生をコンプライアンス担当部署に報告する。</p>

取引類型	リスク評価		リスク管理の方法	
	リスク	評価	取引時確認	その他の管理方法
<p>(2) 国・地域</p> <p>① イラン・北朝鮮に居住する者との特定取引以外の取引</p> <p>② イラン・北朝鮮以外で FATF 声明によりマネー・ローンダリング等への対策上欠陥があるとされている国・地域に居住する者との取引</p>		<p>一層高まるものと認められるとしている。</p> <p>当組合は当リスク評価を尊重し、法において取引時確認の対象となる「貯蓄型の共済契約」(※1)のうち、「多額の現金等により共済掛金を支払う契約者に係る取引」(※2)については「危険度が高い」取引と位置付けるものとする。</p> <p>(※1) 満期共済金等の金額が、共済掛金払込総額の80%以上の共済契約をいう。</p> <p>(※2) 一定額以上の現金等により共済掛金を支払う契約者にかかる取引を一律に評価するのではなく、顧客等との取引形態その他の事情を勘案し、妥当な説明が困難かつ異例な多額の現金による取引を「危険度が高い」取引と位置づける。</p> <p>(注) 取引形態が現金取引である取引について</p> <p>「調査書」では「現金取引は、流動性及び匿名性が高く、現金を取り扱う事業者において、取引内容に関する記録が正確に作成されない限り、犯罪収益の流れの解明が困難となる。実際、他人になりすますなどした上で、現金取引を通じて、マネー・ローンダリングを行った事例が多数存在すること等から、現金取引は危険度が高いと認められる。」としている。</p> <p>当組合においては、現金取引にかかるマネー・ローンダリングの懸念がある取引は「多額の現金により共済掛金を支払う契約者に係る取引」であることから、現金取引全体を「危険度の高い」取引とは位置付けず、上記「多額の現金等により共済掛金を支払う契約者に係る取引」に該当する取引を「危険度が高い」取引と位置づける。</p> <p>(2) 国・地域</p> <p>① イラン・北朝鮮に居住する者との特定取引以外の取引</p> <p>② イラン・北朝鮮以外で FATF 声明によりマネー・ローンダリング等への対策上欠陥があるとされている国・地域に居住する者との取引</p> <p>「調査書」では、法4条2項2号に基づき、「特定国等」に指定されている「イラン」及び「北朝鮮」は「危険度が特に高い」と認定されている。また、FATF 声明で加盟国にマネー・ローンダリング等への対策が要請されてい</p>		<p>○ 直近の平成29年11月3日付FATF声明では、イラン・北朝鮮以外でマネー・ローンダリング等への対策上欠陥があるとされている国・地域はないが、今後のFATF声明で追加指定される国・地域が生じた場合、当該国・地域に居住する者との取引は本項に従い「危険度の高い」取引と位置付ける。</p>

取引類型	リスク評価		リスク管理の方法	
	リスク	評価	取引時確認	その他の管理方法
<p>(3) 顧客の属性</p> <p>① 反社会的勢力（暴力団員、暴力団関係者等）との取引</p>		<p>る国及び地域についても「危険度が高い」取引と認定している。</p> <p>当組合は外国との取引においてマネー・ローンダリングに利用された事案は過去に報告されていないものの、当リスク評価を尊重し、「イラン・北朝鮮に居住する者との間の特定取引以外の取引」および「FATF 声明において新たに指定された国・地域がある場合には、その国・地域に居住する者との取引」を「危険度の高い」取引と位置付ける。</p> <p>(注) その他外国との取引</p> <p>「調査書」では「外国との取引は、法制度や取引システムの相違等から、国内取引に比べて犯罪による収益の移転の追跡を困難にする。実際、外国との取引を通じてマネー・ローンダリングを行った事例が存在することから、外国との取引は犯罪による収益の移転に悪用される危険性があると認められる。」とし、「適切なマネー・ローンダリング等対策が取られていない国・地域との間で行う取引」「多額の現金を原資とする外国送金取引」「外国送金に際して目的や原資について顧客が虚偽の疑いがある情報等を提供する取引」は危険度が高いと認められるとしている。</p> <p>しかし、当組合は主に国内の居住者との間で取引を行っており、適切なマネー・ローンダリング等対策が取られていない国・地域との間で行う取引については上記のとおり危険度の高い取引と位置づけていることから、「外国との取引」を一律に「危険度の高い」取引とは位置付けないものとする。</p> <p>(3) 顧客の属性と危険度</p> <p>① 反社会的勢力（暴力団員、暴力団関係者等）との取引</p> <p>「調査書」にも記載のとおり、反社会的勢力にとって、犯罪行為や資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは不可欠であり、反社会的勢力との取引は「危険度の高い」取引と位置づける。</p> <p>なお、当組合は「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」「反社会的勢力等への対応に関する規則」および「反社会的勢力等との取引排除にかかる対応事務手続」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断することとしている。</p>		<p>○ 顧客の属性が反社会的勢力に該当する場合には、取引を謝絶する。</p>

取引類型	リスク評価		リスク管理の方法	
	リスク	評価	取引時確認	その他の管理方法
② 国際テロリスト（イスラム過激派等）との取引		<p>② 国際テロリスト（イスラム過激派等）との取引</p> <p>「調査書」では、我が国に対するテロの脅威や、テロ資金供与の脅威・脆弱性に関する国際的な指摘等を踏まえると、我が国においても「イスラム過激派等が、イスラム諸国出身者のコミュニティに潜伏し、当該コミュニティを資金調達等に悪用すること」「外国人戦闘員によって資金調達等が行われること」「我が国の団体、企業等の合法的な取引を装ってテロ資金が供与されること」等の懸念があり、特にイスラム過激派等と考えられる者との取引は、テロ資金供与の危険度が高いと認められるとしている。</p> <p>当組合では、主に国内の居住者との間で取引を行うが、これらの者との間での取引が生じないとは断定できないため、当リスク評価を尊重し、国際テロリスト（イスラム過激派等）との取引を「危険度の高い」取引と位置づける。</p>		<p>○ 「調査書」にもあるとおり、テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出に当たっては、顧客属性（外為法及び国際テロリスト財産凍結法における資産凍結対象者の氏名、通称、生年月日等の本人特定事項）、国・地域（送金先・送金元がテロ組織が活動する国や地域（アフガニスタン、イラク、シリア、ソマリア、パキスタン、リビア、ナイジェリア、イエメン、レバノン等）又はそれらの周辺国や地域であるか）、取引形態（送金理由が寄附等であっても、活動実態が不透明な団体や個人を送金先としていないか、送金後に現金での即時引き出し又は異なる口座への即時送金がなされていないか）について留意し、該当する場合には、疑わしい取引として取扱う。</p>
③ 外国 PEPs（外国の重要な公的地位を有する者）との取引（特定取引以外の取引をする場合に限る。）		<p>③ 外国 PEPs（外国の重要な公的地位を有する者）との取引</p> <p>「調査書」では、「外国の重要な公的地位を有する者が犯罪による収益の移転に悪用し得る地位や影響力を有することのほか、その本人特定事項等の十分な把握が制限されること、腐敗対策に関する国ごとの取組の差異等から、外国の重要な公的地位を有する者との取引は危険度が高いと認められる。」としている。</p> <p>また、法では「外国の重要な公的地位を有する者との間の特定取引」を厳格な取引時確認を要する高リスク取引（法4条2項）と位置付けている。</p> <p>当組合は当リスク評価を尊重し、また、法の趣旨に鑑み、特定取引以外の取引についても、これら「外国の重要な公的地位を有する者」との取引を「危険度の高い」取引と位置付けるものとする。もともと、特定取引以外の取引全てについて「外国の重要な公的地位を有する者であるか否か」を確認することは事実上不可能であることから、特定取引を行うに際して「外国の重要な公的地位を有する者」であることが判明した顧客についてのみかかる取扱いをするものとする。</p>		<p>○ 外国 PEPs に該当するか否かについては、全共通の定める要領・マニュアル等に基づき判別する。</p>

取引類型	リスク評価		リスク管理の方法	
	リスク	評価	取引時確認	その他の管理方法
④ 実質的支配者（平成 28 年 10 月 1 日に施行される改正後の法における実質的支配者）が不透明な法人との取引		<p>④ 実質的支配者が不透明な法人との取引</p> <p>「調査書」では「法人は、所有する財産を複雑な権利・支配関係の下に置くことにより、その帰属を複雑にし、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。このような法人の特性により、実質的支配者が不透明な法人は、その有する資金の追跡を困難にする。実際、詐欺等の犯罪による収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。」としている。</p> <p>当組合では、実質的支配者が不透明な法人によるマネー・ローンダリングが疑われる事案は過去に報告されていないものの、当リスク評価を尊重し、「実質的支配者が不透明な法人」との取引について、「危険度の高い」取引と位置付ける。</p> <p>(注 1) 写真付きでない身分証明書を用いる顧客</p> <p>「調査書」では平成 28 年 10 月 1 日に施行された改正犯罪収益移転防止法により、写真なし証明書を用いる顧客の本人確認方法については、写真付き証明書を用いる顧客の本人確認方法との違いによって生じる危険度の差異は小さくなったと認められるとし、「写真なし証明書を提示する顧客等との取引は、写真付き証明書が用いられた取引と比べて危険度が高いと評価していたが、現在、危険度は低下したものと認められる。」としている。</p> <p>当組合では、法に基づき、写真付でない身分証明書を用いる顧客（自然人）については 2 つ以上の本人確認書類（1 つは補完書類でも可）を提示又は送付を受けるか、または、関係書類（共済証書）を顧客に転送不要郵便等により送付することとしていることから、「写真付きでない身分証明書を用いる顧客」との取引について、「危険度が高い」取引とは位置付けないものとする。</p> <p>(注 2) 非居住者との取引</p> <p>「調査書」では「非居住者との取引は、非対面取引となるため、匿名性が高く、当該非居住者は、容易に本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことができるとともに、居住者との取引に比べて、事業者による継続的な顧客管理の手段が制限されることになることから、非居住者との</p>		<p>○ 実質的支配者の確認は、共済契約の申込時においては全共連の定める要領・マニュアル等に基づき、申込者の告知によることとしている。</p> <p>○ 法においては、健康保険証や年金手帳等の顔写真のない身分証明書について、二次的な確認手段として「他の本人確認書類又は補完書類の提示又は送付」、「取引関係文書の転送不要郵便等による送付」が必要となる。</p>

取引類型	リスク評価		リスク管理の方法	
	リスク	評価	取引時確認	その他の管理方法
		<p>取引は危険度が高いと認められる。」としている。</p> <p>当組合は、主に国内の居住者との間で取引を行っており、非居住者との間で行う取引を一律「危険度の高い」取引とは位置付けないものとする。</p> <p>(注3) 非対面取引</p> <p>「調査書」では「非対面取引においては、取引の相手方や本人確認書類を直接観察することができないことから、本人確認の精度が低下することとなる。したがって、非対面取引は、対面取引に比べて匿名性が高く、本人確認書類の偽変造等により本人特定事項を偽り、又は架空の人物や他人になりすますことを容易にする。実際、非対面取引において他人になりすますなどして開設された口座がマネー・ローンダリングに悪用されていた事例があること等から、非対面取引は危険度が高いと認められる。」としている。</p> <p>しかし、現状は共済事業では相手先の不明な非対面取引を実施していないことから、非対面取引を「危険度の高い」取引とは位置付けないものとする。</p>		
4. 法4条2項以外の特定取引 (上記1.から3.に該当するものを除く。)	中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当組合の行う特定取引のうち、法4条2項以外のものであって、「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当するものを除くものについては、中リスク取引として位置付けるものとする。 ○ これらの取引については、通常取引時確認(法4条1項)が必要となると共に、2回目以降は、取引時確認済みの確認(法4条3項)のみを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常取引時確認(法4条1項) ○ 2回目以降は、取引時確認済みの確認(法4条3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 継続的取引である特定取引について、締結後に疑わしい取引に該当する場合は疑わしい取引の届出を提出する。
5. 上記1.から4.以外の取引 (1) 特定取引に該当しない取引 (2) 簡素な顧客管理を行うことが許容される取引(規則4条1項各号)	低	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当組合の特定業務にかかる取引のうち、上記1.から4.までに該当しない取引は、「危険度が低い」取引と評価する。 ○ 「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」(下表)は「危険度が低い」取引と評価する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 以下の共済契約の締結等(規則4条1項2号) <ul style="list-style-type: none"> イ: 満期共済金等の支払がない共済契約 ロ: 払戻総額が共済掛金支払総額の8割未満の保険契約 (2) 以下の満期共済金等の支払(規則4条1項3号) <ul style="list-style-type: none"> イ: 満期共済金等の支払(払戻総額が共済掛金支払総額の8割未満の共済 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不要(「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引」に該当する場合を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定取引に該当しない取引または簡素な顧客管理を行うことが許容される取引について、締結後に疑わしい取引に該当する場合は疑わしい取引の届出を提出する。

取引類型	リスク評価		リスク管理の方法	
	リスク	評価	取引時確認	その他の管理方法
		<p>契約にかかる満期共済金等の支払)</p> <p>ロ：適格退職年金契約、団体扱い共済契約等の満期共済金等の支払</p> <p>○ 「調査書」では「満期保険金等の支払がない保険契約」又は「払戻総額が保険料支払総額の8割未満の保険契約」の締結等（上記（1））については、「危険度を低下させる要因」である「蓄財性がない又は低い取引」に該当することから、その危険度は低いと認められるとしている。また、「満期保険金等の支払（払戻総額が保険料支払総額の8割未満の保険の満期保険金等の支払）」又は「適格退職年金契約、団体扱い保険等の満期保険金等の支払」（上記（2））については、「危険度を低下させる要因」である「資金の原資が明らかな取引」、「法令等により顧客等が限定されている取引」、「取引の過程において、法令により国等の監督が行われている取引」及び「顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている取引」に該当することから、その危険度は低いと認められるとしている。</p> <p>当組合においてこれらの取引について疑わしい取引の届出をした実績もないことから、当リスク評価を尊重し「危険度が低い」取引と位置付けるものとする。</p>		